別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　略］

第12　携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

１　第49条の６に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

［⑴　略］

⑵　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信若しくはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を中継するもの

［ア～エ　略］

［２～５　略］

６　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備及びローカル５Ｇの無線局

［⑴～⑶　略］

⑷　第49条の６の13に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備

ア　チャネル間隔が５MHzのもの　５MHz

イ　チャネル間隔が10MHzのもの　10MHz

ウ　チャネル間隔が15MHzのもの　15MHz

エ　チャネル間隔が20MHzのもの　20MHz

オ　陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値

［第13～第51　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　同左］

第12　［同左］

１　第49条の６に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

［⑴　同左］

⑵　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を中継するもの

［ア～エ　同左］

［２～５　同左］

６　［同左］

［⑴～⑶　同左］

［新設］

［第13～第51　同左］